

平成 29 年 2 月 16 日

検査（保守）会社 様

一般社団法人
千葉県昇降機等検査協議会
事務局

昇降機の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件等の改正について
また、流山市が特定行政庁となる扱いについて

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は弊協議会の業務に関し、日頃より格別のご高配を賜わり、厚く御礼申し上げます。

さて、ご承知のこととは存じますが、

【平成 20 年国土交通省告示 283 号「昇降機の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件」の改正（平成 28 年国土交通省から【国土交通省告示第 1179 号】が平成 28 年 11 月 1 日に発行され、平成 29 年 4 月 1 日より施行開始となります。

本改正により、昇降機の検査項目や判定基準等が変更になり、**検査結果表が変わります。**

改正後の定期報告に大きく影響がありますので、以下確認頂きますよう宜しくお願い致します。

また、「流山市」が平成 29 年 4 月 1 日より特定行政庁となりますので、その取扱いを下記の通りと致しますので、宜しくお願い致します

敬具

記

1. 定期検査報告の改正内容について

① 改正内容について

国土交通省HPにて、改正前後を比較した新旧対応表が掲載されております。

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000076.html

② 新様式検査結果表のホームページ掲載について

弊協議会のホームページへの新様式検査結果表の掲載については平成 29 年 3 月 10 日を予定しております。

■平成28年【国土交通省告示第1179号】

「昇降機の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件の一部を改正する件」

公布日：平成 28 年 11 月 1 日

施行日：平成 29 年 4 月 1 日

2. 「流山市」の特定行政庁となる扱いについて

① 報告書宛先 : 「流山市長 殿」 ②行政庁コード : 「24」

③開始時期 : 平成 29 年 4 月 1 日より報告物件より協議会提出のものから。
但し、3 月 31 日までに、報告者様へ捺印依頼提出分は除く。

以上